

保護者様

大津市立仰木の里東小学校
校長 山尾 健一

気象警報発表時ならびに非常変災時の措置について(要保存)

平素は、本校教育活動へのご理解・ご協力にお礼申し上げます。

さて、気象警報発表時ならびに非常変災時の措置として下記の通りとしますので、保存版としてお取り扱いいただきますようお願いいたします。

記

1 気象

(1) 措置 (特別警報ならびに暴風警報発令時)

<臨時休業>

※午前7時時点において、大津市南部に**特別警報**または県内に**暴風を含む警報**が発令中の場合は、臨時休業としますので、登校させないでください。午前7時までに、暴風警報等が解除されている場合は、気をつけて登校させてください。(テレビ、ラジオ等でご確認ください。)

※当日の午前7時以降で登校中又は登校後に確実に**特別警報**または県内に**暴風を含む警報**の発表が見込めるときは、臨時休業する場合があります。

当日の午前7時前後の時間帯に警報は発表されていない状態で、以下のいずれかの状況が発生している場合は、**臨時休業**又は**始業時刻の繰り下げ**の措置を行う場合があります。

- 大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかが発表されている。
- 土砂災害警戒情報が発表されている。
- 避難情報が発表され、本校に避難所が開設されている。
- その他、大雨や大雪等の影響により、児童の安全確保が難しい場合。

(2) 連絡方法: 「臨時休業」また「終業時刻の繰り上げ、または始業時刻の繰り下げ」とする場合、**tetoru**にて連絡します。

(3) **tetoru** 連絡のない、警報(大雨、洪水、大雪等の警報)は、基本的には臨時休業とはしませんので、安全を十分確認の上で平常通り登校させてください。

2 地震、武力攻撃事態等

(1) 大地震 前日の下校完了時刻から当日の午前7時までの間(前日が休日の場合は該當時刻)に発生した地震により、大津市内に震度5弱以上を観測した場合は、臨時休業とします。ただし、状況を判断し、休業しないこともあります。連絡は **tetoru** を使います。

(2) 武力攻撃 前日の下校完了時刻から当日の午前7時までの間(前日が休日の場合は該當時刻)に大津市国民保護計画による武力攻撃事態等による警報が市民に伝達された場合は、臨時休業とします。状況を判断し、休業しないこともあります。連絡は **tetoru** を使います。

3 熱中症

- ・「暑さ指数」が31度以上の場合は、空調設備のある場所で活動します。野外での活動は中止します。
- ・空調施設がない場所での活動で、「暑さ指数」が28度以上31度未満の場合は、水分補給や健康観察に留意して活動をします。激しい運動は行いません。

4 その他

臨時休業明けの登校は、特別の連絡をしない限り、時間割通りの学習準備をお願いいたします。